

横浜市立本牧南小学校 P T A 規約

第 1 章 名 称

- 第 1 条 本会は、横浜市立本牧南小学校保護者と教職員の会(略称、本牧南小学校 P T A)と称する。

第 2 章 目的および活動

- 第 2 条 本会は、保護者と教職員の信頼と協力により、家庭・学校・地域における児童の健全な育成をはかることを目的とし次の活動をする。
- 1 家庭と学校との関係を密にして教育的効果を高める。
 - 2 教育的環境の整備に努める。
 - 3 地域における社会教育の振興を支援し協力する。
 - 4 会員の教育に対する理解を深め、教養の向上をはかる。
 - 5 その他、この会の目的達成のために必要な活動を行う。

第 3 章 方 針

- 第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体であって、次の方針に基づいてする。
- 1 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 - 2 特定の政党や宗教に片寄ることなく、かつ営利を目的とする行為は行わない。
 - 3 本会は、自主自律独立の団体であって、他のいかなる個人及び団体の干渉も受けない。
 - 4 教育問題について研究協議するが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

第 4 章 会 員

- 第 4 条 第 4 条 本会の会員は次の通りとし、その加入は任意とする。
- 1 横浜市立本牧南小学校に在籍する児童の保護者
 - 2 横浜市立本牧南小学校に勤務する教職員

- 第 5 条 会員は、規約の定めるところに従って、全て平等な権利と義務を有する。

第 5 章 会 計

- 第 6 条 本会の活動に要する経費は、会費をもってこれにあてる。
- 1 会費は、一世帯年額 4 2 9 0 円とする
ただし、総会の決議により会費額を変更することが出来る。
 - 2 寄付金及びその他の収入を得る場合は、実行委員会の承認を得なければならない。
 - 3 会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
 - 4 決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
 - 5 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第6章 役員及び会計監査の任期

- 第 7 条 本会に次の役員及び会計監査をおく。
- 1 会 長 1名(保護者)
 - 2 副会長 2名(保護者)
 - 3 書 記 2名から3名(保護者1名から2名、教職員1名)
 - 4 会 計 3名(保護者2名、教職員1名)
 - 5 会計監査 2名(保護者)
- 第 8 条 役員及び会計監査の任期は1年とする。ただし再選は妨げない。学校役員はその限りではない。
- 第 9 条 役員及び会計監査に欠員を生じたときは、速やかに補充する。任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 役員及び会計監査の任務

- 第 10 条 本会の役員及び会計監査の任務は、次の通りとする。
- 1 会長は、本会を代表し会務を総括する。また、総会及び臨時総会・役員会・実行委員会・常任委員会・推薦委員会・特別委員会を招集し、会議を主宰する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
 - 3 書記は、総会・役員会・実行委員会の議事を記録保管し、その他の庶務事項を処理する。
 - 4 会計は、総会で決定した予算に基づいて会計事務を処理し、必要のある都度収支の報告を行い、年度始め総会において会計監査を経て決算報告をする。
 - 5 会計監査は、10月と3月の定期監査をし、監査結果を年度始め総会に報告しなければならない。
 - 6 会長以外の役員は、常任委員会の顧問として所属する。

第8章 役員及び会計監査の選出

- 第 11 条 役員及び会計監査の候補者を推薦するため、推薦委員会をおく。
委員会は、その任務を終了したときに解散する。
- 1 推薦委員は、企画厚生委員・校外指導委員・広報委員より2名以上、実行委員より2名、教職員より1名を9月までに選出し委員会を構成する。
 - 2 推薦委員は、互選により正副委員長各1名を選出する。
 - 3 推薦委員会で推薦した役員及び会計監査の氏名は、候補者の同意を得て年度末総会の7日前までに全会員に公示され、年度末総会の承認を得て決定する。
 - 4 推薦委員の中から、役員及び会計監査を推薦することはできない。

第9章 総会及び臨時総会

- 第 12 条 総会は、本会の最高決議機関であり、全会員で構成する。
- 1 総会には定期総会と臨時総会があり、実行委員会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があった場合に開く。
 - 2 定期総会は毎年年度初め及び年度末に開く。
(1)年度初め総会

- ・新役員・会計監査・実行委員・各役員の紹介
- ・前年度事業及び予算の審議と承認
- ・新年度事業計画及び予算の審議と承認
- ・その他重要事項

(2)年度末総会（書面総会）

- ・次年度役員・会計監査の選出承認
- ・その他

- 3 総会審議は原則集会形式とするが、書面（オンライン決議を含む）を可能とする。
- 4 総会は、全会員の3分の1以上の表決書の提出または出席があった場合に成立する。但し集会形式の場合は委任状を認める。
- 5 総会の議事は、表決書の提出者または出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の時は議長が決定する

第10章 役員会

第13条 役員会は、本会の執行機関であり、役員及び学校代表で構成する。

- 1 役員会は、総会及び実行委員会に対する議案の作成決議事項の執行など、会の日常業務を執行し、総会及び実行委員会に対して責任を負う。
- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集することができる。

第11章 実行委員会

第14条 実行委員会は、総会に次ぐ決議機関であり、構成は次の通りとする。

- 1 本会の役員
- 2 常任委員会、特別委員会の正副委員長
- 3 学校代表

第15条 実行委員会は、原則として毎月1回開き、会長または構成員の過半数が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

第16条 実行委員会の任務は次の通りである。

- 1 総会により委嘱された事項の遂行処理に関すること
- 2 総会に提出する事項の準備に関すること
- 3 常任委員会の委員構成人数の決定
- 4 常任委員会によって立案された諸計画の審議ならびに連絡調整と承認
- 5 必要ある場合に特別委員会の設置と解任
- 6 本会の運営に必要な細則の作成
- 7 役員及び会計監査に欠員を生じた場合、推薦承認し、会員に報告
- 8 その他必要な事項

第12章 常任委員会

第17条 本会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案し、執行するために、次の常任委員会をおく。

常任委員会は、学校教育への関心・理解・協力を深めるために事業を行う。

- 1 企画厚生委員会
・会員相互の親睦をはかり、学校保健に協力する。
- 2 広報委員会
・会員相互の連帯を深めるために広報誌等を発行する。
- 3 校外指導委員会
・地域の諸団体と協力し、児童の校外における安全確保にあたる。

第13章 委員の選出及び構成

- 第18条 常任委員会の委員の選出構成は、次の通りとする。
- 1 企画厚生委員及び広報委員は、それぞれ1名以上を選出する。
但し、実行委員会で決定した人数は満たすこと。
 - 2 校外指導委員は、原則各地区から選出する。
 - 3 教職員は、各委員会に分かれて所属する。
 - 4 委員に欠員を生じた場合は、学級等で補充し、任期は前任者の残任機関とする。
 - 5 企画厚生委員会には、委員長1名(保護者)、副委員長1名から2名(保護者)、
広報委員会及び校外指導委員会には、正副委員長各1名(保護者)をおき、
会長がこれを委嘱する。

第14章 特別委員会

- 第19条 本会の運営に特に必要がある場合は、実行委員会はこれを設けることができる。
また、その任務終了したときに解散する。

第15章 細 則

- 第20条 本会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て定める。
- 第21条 実行委員会において細則を制定改廃した場合は、その結果を次期総会において報告しなければならない。

第16章 改 正

- 第22条 本規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
原則集会形式での決議を諮るが、やむを得ない場合オンライン決議を可能とする。
改正案は、総会の7日前までに全会員に示さなければならない。

第17章 付 則

- 第23条 本規約は、平成15年4月1日より実施する。

- ・平成21年5月22日に一部規約改正
- ・平成29年4月1日に一部規約改正
- ・平成30年4月1日に一部規約改正
- ・令和4年4月1日に一部規約改正
- ・令和5年5月26日に一部規約改正

- ・令和7年2月21日に一部規約改正
- ・令和7年2月21日に一部規約改正
- ・令和8年2月20日に一部規約改正

P T A組織図

